

第 63 号

令和8年度熊本県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度熊本県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 151,293,000kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	3,930,842千円
第1項 営業収益	3,885,500千円
第2項 営業外収益	45,342千円

支 出

第1款 事業費	2,577,715千円
第1項 営業費用	2,190,665千円
第2項 営業外費用	347,050千円
第3項 予備費	40,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,492,718千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,852千円、過年度分損益勘定留保資金1,941,866千円及び地域振興積立金500,000千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資本的収入	0千円
-----------	-----

支 出

第1款 資本的支出	2,492,718千円
第1項 建設改良費	509,376千円
第2項 投資	500,000千円
第3項 企業債償還金	933,342千円
第4項 他会計への繰出金	500,000千円
第5項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和9年度 ～令和10年度	千円 284,675
	年次別内訳 令和9年度 令和10年度	144,675 140,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は、100,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 493,865千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬